



三重県公報

令和4年5月20日 (金)

第 312 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
277	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
278	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
279	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	2
280	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退	(同)	3
281	令和4年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	3
282	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	4
283	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の変更登録	(同)	4
284	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	4
285	同伴	(同)	5
286	同伴	(同)	6
287	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(教育委員会)	6
288	同伴	(同)	7
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	7
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	8
	同伴	(同)	8
	特定開発行為に係る対策工事等の完了	(防災砂防課)	8
	宅地開発事業に関する工事の完了	(建築開発課)	9

告 示

三重県告示第 277 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	V・drug 岸岡薬局	鈴鹿市岸岡町 1959-5	令和 4 年 5 月 1 日
薬局	たんぼぼ薬局 武内病院店	津市納所町 471 番地 5	令和 4 年 5 月 1 日
薬局	藤里薬局	伊勢市藤里町 671-7	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 278 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	スイショー薬局泊店	四日市市泊山崎町 2-16		薬局	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	エムハート薬局いざわ店	松阪市射和町 628-2		薬局	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	安塚薬局	鈴鹿市安塚町 1605		薬局	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	調剤薬局とまと長島店	桑名市長島町出口 247		薬局	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	かわらざき調剤薬局	四日市市生桑町 296-1		薬局	令和 4 年 4 月 1 日
薬局	V・drug 岸岡薬局	鈴鹿市岸岡町 1959-5		薬局	令和 4 年 5 月 1 日
薬局	たんぼぼ薬局 武内病院店	津市納所町 471 番地 5		薬局	令和 4 年 5 月 1 日
病院	医療法人松徳会 花の丘病院	松阪市山室町 707 番地 3	内科	腎臓	令和 4 年 5 月 1 日
診療所	医療法人暁純会 津腎クリニック	津市北丸之内 92 番地	内科	腎臓	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 279 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	東町薬局	東町薬局	健やか薬局 東町店		薬局	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 280 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
診療所	伊勢志摩腎クリニック 松阪分院	松阪市宮町堂ノ後 153 番地 1	じん臓	じん臓	令和 4 年 3 月 31 日

三重県告示第 281 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 4 年 5 月 27 日（金）まで	筆記試験及び適性検査（We b 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 5 年 3 月下旬から 4 月上旬
	令和 4 年 6 月 5 日（日）～6 月 7 日（火） （任意の 1 日の 8:00～18:00 の間）	令和 4 年 6 月 12 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ We b 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で We b 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階

自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13
--	---------------

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 282 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 27 年 8 月 7 日 第 61 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	理事長 更井 順哉	三重県名張市青蓮寺 2771 番地 2

3 変更内容

農産物検査員の検査を行う農産物の種類の変更

氏 名	農産物の種類	証明書番号
更井 順哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦	K242014545

三重県告示第 283 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 19 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をしましたので、法第 19 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 27 年 8 月 7 日 第 61 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	理事長 更井 順哉	三重県名張市青蓮寺 2771 番地 2

3 変更内容

地域登録検査機関が検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦）

4 変更登録日

令和 4 年 5 月 11 日

三重県告示第 284 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) 津市藤方賃貸施設 新築工事
 津市藤方 589 番 1、590 番 1

- 2 変更事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	長嶋 健次

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	中村 充孝

- 3 変更年月日
 令和 3 年 6 月 23 日
- 4 変更理由
 役員改選のため
- 5 届出の日
 令和 4 年 4 月 28 日
- 6 届出等の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 令和 4 年 5 月 20 日から同年 9 月 20 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 285 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 松阪北ファッションモール
 松阪市船江町字鈴御堂 750 番 1、755 番 4
- 2 変更事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	長嶋 健次

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	中村 充孝

- 3 変更年月日
 令和 3 年 6 月 23 日

- 4 変更理由
役員改選のため
- 5 届出の日
令和4年4月28日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年5月20日から同年9月20日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 286 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年5月20日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 鈴鹿ラッツ
鈴鹿市西條町字城之西 480 番地
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	長嶋 健次

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内 9 番 18 号	中村 充孝

- 3 変更年月日
令和3年6月23日
- 4 変更理由
役員改選のため
- 5 届出の日
令和4年4月28日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年5月20日から同年9月20日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 287 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、実習船しろちどり漁獲物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和4年5月20日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県伊勢市藤里町 711 番地の 1
株式会社みえかつ 取締役総括部長 片谷 秀夫
- 2 指定の期間
令和 4 年 5 月 11 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 288 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、実習船しろちどり漁獲物販売事務を次のとおり委託しました。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県志摩市志摩町和具 1896-53
三重外湾漁業協同組合和具事業所 事業所長 竹内 保徳
- 2 指定の期間
令和 4 年 5 月 11 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
2000 券	漁船以外の船舶	32102505725～ 32102505726	2	令和 3 年 10 月 22 日～ 令和 4 年 4 月 21 日	株式会社マリーナ河芸

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

大新田土地改良区（津市高茶屋三丁目 25 番 6 号）

退任理事

- | | |
|-------------------|---------|
| 津市高茶屋二丁目 53 番 2 号 | 井 上 常 雄 |
| 〃 〃 小森町 1233 番地 | 北 山 幹 雄 |
| 〃 〃 一丁目 45 番 2 号 | 前 川 均 |
| 〃 〃 二丁目 18 番 19 号 | 佐 藤 榮 一 |
| 〃 〃 二丁目 49 番 11 号 | 寺 家 清 司 |
| 〃 〃 四丁目 38 番 20 号 | 佐 藤 研 一 |
| 〃 〃 小森町 2810 番地 | 正 木 清 次 |

退任監事

- | | |
|--------------------|-------|
| 津市高茶屋二丁目 39 番 14 号 | 小 川 拓 |
| 〃 〃 小森町 2696 番地 | 水 野 博 |

就任理事

- | | |
|-------------------|---------|
| 津市高茶屋小森町 1233 番地 | 北 山 幹 雄 |
| 〃 〃 四丁目 38 番 20 号 | 佐 藤 研 一 |

津市藤方 1114 番地	鈴木 潤
〃 〃 2132 番地 2	木下 和國
津市高茶屋二丁目 49 番 11 号	寺家 清司
〃 〃 小森町 2810 番地	正木 清次
〃 〃 二丁目 18 番 19 号	佐藤 榮一
就任監事	
津市高茶屋二丁目 39 番 14 号	小川 拓
〃 〃 小森町 2696 番地	水野 博
〃 〃 二丁目 32 番地 2 号	稲垣 典洋

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）中勢用水 1 期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和 4 年 5 月 23 日から同年 6 月 17 日まで
- 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営ため池等整備事業千歳大池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 5 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和 4 年 5 月 23 日から同年 6 月 17 日まで
- 縦覧の場所
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

次の特定開発行為に係る対策工事等が完了しましたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 18 条第 3 項の規定により公告します。

令和4年5月20日

三重県知事 一見勝之

- 1 開発区域
度会郡南伊勢町船越字中田 2776 番 外 17 筆
面積 9350.56 m²
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地
南伊勢町長 上村 久仁

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和47年三重県条例第41号）第6条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和4年5月20日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和4年 5月11日	度会郡南伊勢町船越字中田 2776 ほか 17 筆	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 南伊勢町 町長 上村 久仁

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
